

指定濫用防止医薬品の販売規制

が強化されました！

医薬品医療機器等法が改正されました



「濫用等のおそれのある医薬品」が「**指定濫用防止医薬品**」として
法律上位置付けられ、販売時の確認・情報提供等が強化されました。



① 指定濫用防止医薬品

・以下の成分、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（外用剤を除く）

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ・エフェドリン | ・コデイン |
| ・ジヒドロコデイン | ・プソイドエフェドリン |
| ・ブロモバレリル尿素 | ・メチルエフェドリン |
| ・ ジフェンヒドラミン（追加） | ・ デキストロメトルファン（追加） |

【令和8年厚生労働省告示第32号、令和8年2月13日付医薬発0213第1号厚生労働省医薬局長通知】



② 書面による情報提供

・要指導医薬品等でそれぞれ定められている情報提供を行う事項（医薬品医療機器等法第36条の6等）に加えて、
指定濫用防止医薬品を濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨

【医薬品医療機器等法第36条の11第1項、同法施行規則第159条の18の3】



③ 販売時の確認事項

- 年齢及び氏名**（氏名は、年齢が18歳未満である場合）
- 他の薬剤又は**医薬品の使用の状況**
- 当該製品及び他の指定濫用防止医薬品の**購入等の状況**
- 複数の購入**又は譲受けに該当する場合、**その理由**

●適正な使用を確認するために必要な事項（使用目的、症状など）

●その他情報提供を行うために必要な事項

【医薬品医療機器等法第36条の11第2項、同法施行規則第159条の18の5】



販売できない場合

- 情報提供ができない場合**
- 適正な使用を確保することができない場合**

【医薬品医療機器等法第36条の11第4項】

**購入者の年齢によって
販売可否が変わります**



④ 年齢・数量による販売方法の制限

購入数量	表示	18歳未満	18歳以上
大容量 の製品	要確認 or 要確認	販売禁止	対面orオンライン※2
小容量 の製品※1	要確認	対面orオンライン※2	対面orオンライン※2 通常のインターネット販売等

【医薬品医療機器等法第36条の11第3項、同法施行規則第159条の18の6】

※1 1包装かつ5日分（ただし、風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は7日分）

※2 ビデオ通話など、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話可能な方法

⑤指定濫用防止医薬品の陳列方法

□第二類医薬品（指定第二類医薬品を含む。）及び第三類医薬品については、以下のいずれかの方法により陳列すること。

①施錠



②侵入防止



③目の届く範囲



薬剤師等の継続的配置

【医薬品医療機器等法第57条の2第4項、同法施行規則第218条の5】【薬局等構造設備規則第1条第13号、第2条第12号】
※薬局製造販売医薬品、要指導医薬品、第一類医薬品は、それぞれの区分に応じた陳列を行うこと。

⑥指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成

- 販売又は授与の方法に関する手順
 - 情報提供及び確認に関する手順
 - 陳列に関する手順
 - 頻回購入・多量購入を希望する購入希望者への対応の手順 等
- 【医薬品医療機器等法施行規則第159条の18の7】

手順書及び掲示物の作成例が公表されています。

⑦掲示

※右記の日本薬剤師会HPに掲示例も掲載されています。

- 掲示事項に「指定濫用防止医薬品の販売に関する情報」の追加が必要
- 【医薬品医療機器等法第9条の5、第29条の4、同法施行規則第15条の15、第147条の12、別表第一の二】

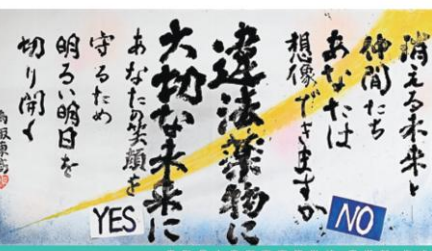


支援に繋げる取組み

- 濫用防止の観点から、購入希望者への確認等を踏まえ、薬剤師・登録販売者が支援が必要であると判断した場合には、適切な相談・支援機関につなぐことが重要です。ゲートキーパーとしての役割を果たす観点から、支援・相談窓口の紹介やリーフレットを渡す等を御検討ください。
- 鳥取県ではオーバードーズに関する「啓発カード」及び「啓発付箋」を作成・配布しています。不足する場合は下記の問合せ先まで御連絡をお願いします。
- その他厚生労働省作成資料もご活用ください。



違法薬物に **NO** 大切な未来に **YES**



鳥取県

市販薬のオーバードーズはとても危険です

オーバードーズとは、薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬や咳止めなどを大量・頻回に服用することです。

服用を繰り返すうちにそれまでの量では効かなくなり、さらに服用を続け、自力ではやめられなくなります。オーバードーズの影響で肝障害が起こったり、最悪の場合は心肺停止で死亡したりする場合があります。

薬を購入する際は、薬剤師や登録販売者から説明を受け、正しい用法用量で使用しましょう。



市販薬のオーバードーズのこと 一人で抱え込まないで 悩みを相談してみませんか？

鳥取県医療・保険課	☎(0857) 26・7203
倉吉保健所	☎(0858) 23・3144
米子保健所	☎(0859) 31・9316
鳥取市保健所	☎(0857) 30・8531
鳥取県立精神保健福祉センター	☎(0857) 21・3031
鳥取県依存症支援拠点機関	渡辺病院 ☎(0857) 24・1151

医療・保険課 HP





厚生労働省 SNS相談



【本チラシに関する問合せ先】

- 鳥取県庁

倉吉保健所

米子保健所
- 医療・保険課

医薬・感染症対策課

医薬・感染症対策課
- ☎電話：0857-26-7203

☎電話：0858-23-3144

☎電話：0859-31-9316

